

国際薬物統制に関する 国連特別総会



ニューヨーク
1998年6月8日～10日

国際連合広報センター

UNIC TOKYO

目 次

国連薬物特別総会開催	1
薬物統制強化のための司法協力	3
前駆化学品の取締り	8
アンフェタミン系興奮剤 — 優先対策課題	10
不法薬物の需要削減	16
マネー・ローンダリング	19
不法薬物作物の根絶と代替的開発	22
世界薬物報告（要点）	26
ピノ・アルラッキ国連事務次長（略歴）	29
国連薬物統制計画（UNDCP） 資料と統計	30
照会先リスト	35

(メディア・アドバイザー)

国連薬物特別総会

ニューヨーク、1998年6月8-10日

国連薬物特別総会開催

1998年6月8日から10日まで、世界の指導者を集めてニューヨークで開催される国連特別総会は、2008年までに薬物需給を大幅に削減するため世界計画を採択する予定である。各国政府、市民社会および民間セクターが関与する戦略は、マネー・ローンダリングおよび合成薬剤、青少年を対象とした薬物予防対策拡大、薬物密売人を逮捕・起訴するための国家間協力拡充等の課題に取り組むため、2003年までに各国の国内法およびプログラムの強化を求めている。

コフィー・アナン国連事務総長は、「薬物は私たちの社会を引き裂き、犯罪を増やし、AIDS等の病気を蔓延させ、青少年と私達の将来を殺している」と警告する。「今日、全世界の薬物乱用者は1億9,000万人に及んでいるものと見られる。無傷ですんでいる国はない。また、どの国も独力では国内の薬物取引を防止することが期待できない。薬物取引のグローバル化に対処するためには、国際的な対応が必要である。」

ピノ・アルラッキ国連薬物統制計画（UNDCP）事務局長は、「今次特別総会は、世界が新たな活力を持って薬物統制を前進させる上での転換点となるべきである」と語っている。同氏によれば、「政治面で東西・南北のイデオロギー対立のない一層協調的な国際環境、衛星監視システム等の高度技術、国際社会の薬物統制活動に関する知識の蓄積といった、楽観を許す条件が整っている。」

世界の薬物問題に関する国連特別総会では、次の六つの主要分野を中心とした討議が行われる予定である。

需要削減 — 薬物需要の削減は、地球規模の薬物問題解決において鍵を握っている。特別総会では、2003年までに効果的な薬物乱用の予防、治療およびリハビリに関するプログラムを策定する各国政府の作業を助ける指針をまとめた薬物需要削減に関する宣言が採択されることになっている。宣言は、2008年までに顕著な成果を達成するため、コミュニティーの参加と社会・公共政策への統合に基づく、需要削減努力の強化を求めている。

不法作物の根絶と代替的開発 — 過去10年間には、代替的開発プログラムが法律執行措置によって補完され、ペルー、タイ、パキスタン等いくつかの国々で薬物用作物の削減に成功している。この成功を世界に広めるため、特別総会で採択予定の行動計画は各国政府に対し、UNDCPとの密接な協力の下、2008年までにコカ林、ケシおよび大麻の不法栽培を根絶あるいは大幅に削減する戦略を策定するよう義務づけている。

マネー・ローンダリング — 不法薬物取引およびその他の重大犯罪から得られた資金の洗浄は、世界中に広まり、すべての国々に影響を与えている。それでも効果的なマネー・ローンダリング対策法を制定している国は全体の30%に過ぎないと見られる。特別総会で各国政府は、銀行の守秘義務およびオフショア・ヘイブンについて討議し、2003年までにマネー・ローンダリング対策のための国内法を制定することで合意する予定である。

アンフェタミン系興奮剤 — アンフェタミン系興奮剤の不法消費者は約3,000万人に及び、コカイン常用者とヘロイン常用者の合計を上回っているものと見られる。この問題に対する世界の認識と対応は不十分であるため、特別総会では、「エクスタシー」、メタンフェタミン等、ますます広がりを見せているこれら合成薬剤の製造、密売および乱用に対処する行動計画を検討する予定である。2008年までにアンフェタミン系興奮剤の需給を削減するために、行動計画は2003年までに実施されることになっている。

司法協力 — 薬物犯罪者は、今日の開放的な国境および市場を利用し、法律と制度が脆弱な場所で活発に行動している。UNDCPによれば、司法当局と法律執行当局の協力を増大させない限り、薬物密売に対処する国際条約の規定は、事実上いずれも実施不可能である。加盟国は、犯罪者引渡し、相互司法援助、裁判移管、取引追跡捜査および海路による密輸に関し、2003年までに実施すべき措置を採択する予定である。

前駆化学品 — 近年、前駆化学品の不法薬物製造への転用は、世界の薬物問題において最も深刻な課題の一つとなっている。これを防止するため、各国は、特定化学品の国内・国際移動を監視することで合意している。特別総会では、前駆化学品の取締りを一層強化し、2008年までにその転用を削減する措置を採択する予定である。

照会先：

国連広報局 (UN Department of Public Information)

Bill Hass 電話：(212) 963-0353

Anne Marie Erb 電話：(212) 963-5851

Tim Wall 電話：(212) 963-1887

FAX：(212) 963-1186

Eメール: vasic@un.org

※ 取材登録申請については、メディア認定ユニット（電話：1-212-963-6934）までお問い合わせください。なお所属団体発行の信任状は、ファックス：1-212-963-9642でも受付可能です。

薬物統制強化のための司法協力

逃亡犯罪者引渡し、相互司法援助、裁判移管、取引追跡捜査等、司法事項に関する効果的な国際協力は、世界的な不法薬物との闘いにおいて成果をあげるために不可欠である。これらの分野において国家間協力がなければ、「麻薬および向精神剤の不法取引の防止に関する国連条約」(1988年)をはじめ、薬物不法取引対策に関する国際条約の規定は、ほとんどが執行不可能となる。1988年条約実施のための特別な国内措置を採択することにより、各国政府は、国際的な協調行動ネットワークを構築できる。

1988年条約およびそれ以前の薬物統制条約に加え、国連は、その他様々な側面での行動に着手している。1990年2月、国際薬物統制問題を取り扱った第17回特別総会は、「地球の行動計画」を採択した。この行動計画は、法律執行、薬物密売、武器・爆薬の転用、ならびに、鉄道、道路、空路および海路による不法物資密輸の分野における司法・法律システム強化を求めている。国連麻薬委員会も、犯罪調査および起訴を促進する法律および手続の採択を通じた、各国間の司法協力強化を求めた。また国際薬物統制委員会は、刑事司法制度を改善する方策、および、これらを不法薬物対策のためにより効果的に用いる方策を勧告している。

今回の特別総会は、1988年条約の規定どおり、司法・法律執行協力を強化する方策を検討することになる。特別総会で検討されるべき主要な司法協力分野としては、犯罪者引渡し、相互司法援助、刑事裁判の移管、取引追跡捜査、海路による密輸、ならびに、その他の形態の訓練および協力等があげられる。

犯罪者引渡し

各国が、重大な薬物犯罪者の引渡しに対する障害を取り除くことが不可欠である。犯罪者引渡しに対する障害としては、犯罪者引渡し条約の必要性に関する見解の相違、自国民を外国に引き渡すことを拒否する従来からの傾向、犯罪者引渡しに二国間条約を必要とする一部の国における要件、および、司法制度による証拠関連の要件の相違があげられる。

特別総会で、各国は、以下の趣旨の勧告を採択する予定である。

- * 犯罪者引渡し手続を簡素化する。
- * 他国および国連国際薬物統制計画(UNDCP)に対し、照会先の情報を提供する。
- * 外国政府用に、国内の犯罪者引渡し慣行のまとめを作成する。
- * 有罪判決を受けた者あるいは犯罪者が、自国に戻って服役しうるとの了解の下に、自国民

の重大薬物犯の外国引渡しを検討する。

- * 犯罪者引渡し協定の交渉を行う際に適宜、犯罪者引渡しに関する国連モデル条約を利用する。
- * 近代通信技術をできる限り活用する。

相互司法援助

国際的な薬物密輸対策には、捜査および起訴における効果的な協力が不可欠である。薬物密輸組織は通常、複数の国で活動しており、原料はある国で生産され、別の国で加工・精製された上、さらに別の国を経由して最終消費地に至ることになる。したがって犯罪者を起訴するには、各国政府が証拠収集において協力することが不可欠である。1988年条約第7条は、個人から証拠あるいは供述書を入手し、司法文書を送達し、調査および押収を行い、物品および現場を検証し、情報および証拠（財務・営業記録を含む）を提供し、薬物密売に関連する売上金および財産を追跡するために要請されうる、法的根拠および措置を規定している。

特別総会で、各国は、以下の趣旨の勧告を採択する予定である。

- * 国内立法による1988年条約第7条の実施を確保する。
- * 相互司法援助要請の作成、および、その実施あるいは実施のための伝達を担当する当局を指定する。
- * 外国に対し、自国への相互司法援助要請の方法に関するガイドあるいはマニュアルを提供する。
- * こうした要請のモデル書式を作成する。
- * 関連条約の交渉を行う際、「刑事事件の相互司法援助に関する国連モデル条約」を適宜利用する。
- * 要請を迅速化するために近代通信技術をできる限り活用し、証言を得るために電話および映像回線技術の利用を拡大する。

裁判移管

多くの薬物犯罪は国際的な性格を持っていることから、他国でより適切なフォーラムが提供できる場合、あるいは、裁判の移管が起訴の実効性を高める可能性がある場合、刑事裁判のある国から別の国に移管する可能性が生じる。場合によっては、刑事裁判の移管が、犯罪者引渡し等、その他の協力形態の代替策となりうることもある。とりわけ、この手続により、犯罪が一国で発生していても複数の国で発生していても、同じ被告が絡む複数の薬物密輸事件を一本化できることになる。

特別総会で、各国は、以下の趣旨の勧告を採択する予定である。

- * 他の関係国との裁判移管の経験に関する情報があれば、共有する。

* 刑事裁判の移管あるいは受入れを認める立法を検討する。

* 外国、特に、自国民の犯罪者引渡しを行わない国との間で、裁判の移管あるいは受入れを行うための協定締結を検討する。

その他の形態の協力および訓練

ある国の法律執行機関が司法当局の許可なしに外国の法律執行機関と協力できる程度は、国によって大きく異なっている。1988年条約では、各国は、連絡経路を開発・維持し、捜査協力をを行い、適宜合同チームを結成し、分析用の物質サンプルを提供し、人的交流を行い、訓練プログラムを策定し、研究および訓練について相互に援助を行うことを奨励されている。

法律執行機関と関税当局の間では、二国間、地域および国際レベルで、既に幅広い協力が行われている。この協力は、各国の薬物法執行機関の長、国際刑事警察機構および世界関税機関の会合によって促進されている。

特別総会で、各国は、次のことを行うべきか否かを検討する予定である。

* 特に、法廷に提出する証拠、マネー・ローンダリング等の分野において、法律執行職員交流プログラムを策定あるいは拡大する。

* 法律執行機関間の協力を改善する。

* 押収された薬物、前駆物質、包装物等の物品に関する法廷での分析を通じて得られた情報を交換する。

* 情報交換迅速化のために、近代通信技術を利用する安全な方法を開発する。

* 薬物密輸事件の捜査を行い、適切な訓練の提供によって、税関、沿岸警備隊、警察等あらゆる関連機関の間の密接な調整を奨励するために、法律執行機関内に、あるいは、これと連携した形で、特別ユニットを設置する。

* 薬物の乱用と健康への害を減らすために、刑事司法と保健・社会システムの間の協力を強化する。

* 司法当局間の協力を改善する。

* 自国の内水が不正取引に利用されないようにするため、隣国と協力を行う。

取引追跡捜査

取引追跡捜査は、不法薬物あるいはその他の規制対象物質の特定の積荷について、一つあるいは複数の国の領土を通過させる捜査手法である。その目的は、取引に関与する者を明らかにし、街頭ディーラーだけでなく、薬物組織の「親玉」の逮捕をしやすくすることにある。通常、受入国の法律執行機関が密輸に気づいたときには、薬物は既に通過手続済であるか、国内に流入してしまっているため、取引追跡捜査は難しくなることが多い。予定の密輸ルートに関

する情報は限られているばかりでなく、突然ルートが変更になることもある。

取引追跡捜査を成功させるためには、関係国の司法当局による支援が不可欠である。場合によっては、自国の法域で輸出入されるか、これを通過する薬物を発見したとしても、これを放っておくことを検討しなければならない場合もありうる。取引追跡捜査の手法は、海路、別送貨物、郵送および別送手荷物による薬物密輸が絡む場合に、特に有効である。

特別総会で、各国は、以下の趣旨の勧告を採択する予定である。

- * 国内・国際レベルの両方で、取引追跡捜査の実施を求める立法および手続を採択する。
- * 外国との間で、取引追跡捜査の実施を容易にする協定あるいは取決めに締結する。
- * 経験および機材を交換することにより、相互的援助を行うとともに、可能であれば、取引追跡捜査の成功を確保すべく、不法薬物、および、不法薬物の代替品となりうる無害物質の出荷を追跡するための機材を他国に供給する。

海路による密輸

各国政府が空路および陸路による密輸統制能力を強めていることから、薬物密輸は海路によって行われることが多くなっている。領海でも公海でも、コンテナ船、漁船および娯楽用船舶が数多く存在するため、海上輸送による密輸は、他の手段に比べて発見が難しい。また合法的貨物の中に隠れて大量の密輸が行えるのも、海上輸送の特徴である。

1988年条約第17条は、各国に対し、海路による密輸を取り締まるべく、可能な限りの協力を行うよう義務づけているが、同条の実効的な実施は、数多くの要因に依存している。例えば、各締約国は、自国の旗を掲げているか、自国の船籍登録を行っている船舶で発生した犯罪に対して、司法管轄権を行使するための法律を制定すべきである。これに加えて、各国は要請のあった国に対し、密輸の疑いのある船舶に関する援助を提供できる態勢を整えるべきである。

特別総会で、各国は、以下の趣旨の勧告を採択する予定である。

- * 1988年条約の法的要件充足を確保する。この中には、各国の権限の判別、船籍簿の管理、および、十分な法律執行権力の確立が含まれることになる。
- * 通信手続の改善により、調整および協力を迅速化する。
- * 2国間および地域会合により、海事法執行に関する地域協力を促進する。
- * 海路による薬物密輸対策に関する協力強化のために、2国間および多国間協定の交渉を行う。
- * 疑いのある船の判別・監視、乗船手続、搜索手法、薬物判別などの分野において、法律執行職員の訓練を行う。
- * 多国間訓練セミナーを通じ、外国との協力を行う。
- * UNDCP海事薬物法執行訓練ガイドを利用して、共通の海事法執行手続を促進する。

補足的措置

さらに各国は、以下の分野において1988年条約の実施を強化すべく、補足的措置の開発の勧告を検討する予定である。

- * 薬物密売事件における裁判官、検察官および証人の保護
- * 新しい捜査手法
- * 国際協力を拡充するための手続の調和および簡素化
- * より強力な司法制度の開発、および、特に薬物関連犯罪に関する司法協力能力の強化
- * 刑事司法職員のための技術協力、訓練および人材開発の強化

前駆化学品の取締り

世界中における薬物の不法製造、密輸、密売および乱用、ならびに、合法に取引される化学品の不法薬物加工・精製への転用は、近年ますます深刻な問題となっている。このような犯罪は、社会の健康と安定に対する深刻な脅威である。これを予防し、処罰するためには、効果的な統制システムと適切な制裁が必要である。

アンフェタミンその他合成薬剤の不法製造、および、コカイン、ヘロイン等の薬物の不法加工には、様々な前駆化学品が必要である。例えば、メタンフェタミンの不法製造には、エフェドリンあるいは疑似エフェドリンが原材料として用いられるが、これらの化学品には合法的な用途もある。エフェドリンは、多くの咳止め薬の成分であり、疑似エフェドリンは、一般の鼻づまり薬に広く用いられている。コカインの精製に使われるアセトンも、絵の具ばけの洗浄およびマニキュア落としに広く利用される溶剤である。コカインの純化剤となる過マンガン酸カリウムは、消毒剤および浄水剤として合法的にも用いられている。ヘロイン加工に使われる無水酢酸は、プラスチックおよび医薬品の合法製造にも利用される。

前駆化学品の合法用途から不法薬物製造・密輸への転用を防止するため、「麻薬および向精神剤の不正取引の防止に関する国連条約」(1988年)の定めるところにより、その国内・国際移動を監視する国が増えている。多くの国々は、化学品出荷の合法性をチェックすべく情報を共有し、不正取引の疑いがあると判別された積荷を押収している。各国はお互いに、並びに、国際麻薬統制委員会(INCB)に対し、前駆化学品の転用および転用未遂事件を報告し、不法転用地点の他国への移動防止を図っている。

こうした行動は大きな成果をもたらしている。取締りの強化により、北米だけでも、年間250トンに及ぶ合法的エフェドリンおよび疑似エフェドリンの不法転用が防止されていると見られる。これは、約150億包に相当する160トン以上のメタンフェタミンの不法製造を可能にする量である。同様に、1996年には、各国政府の対策により、ヘロインの不法製造を目的とした無水酢酸360トン程度が押収され、その転用が未然に防がれている。これはヘロイン換算でほぼ150トンに相当するが、不法市場で入手できるヘロインは430トンから530トン程度と見られることから、薬物密売人は原料化学品の調達に大きな痛手を被ったことになる。

前駆化学品の輸出入が、合法的なニーズに対応するものであるのか、それとも不法薬物製造に対応するものであるのかを判定する資源あるいは能力を欠いている政府も依然として多い。その結果、不法薬物製造に不可欠な化学品は、引き続き大量にヤミ工場へと流れている。その

真の用途と最終目的地を隠したり、執拗に取締りの弱点を突いたりするために、第三国を通じて出荷される化学品も多いことから、問題はより複雑になっている。さらに、1988年条約の対象である一部化学品の入手が取締り強化によって困難となっていることから、密売人は、厳しく監視される化学品の代替物として利用しうる新たな化学品の入手を図ったり、取締り対象となっていない化学品を用いた新しい不法製造法を利用したりしている。

転用防止にはより多くの対策が可能であり、国際社会は、国連およびINCBを通じ、密売人による不法薬物製造用前駆物質の入手を難しくするための地球的協調行動に、ますます関与するようになっている。

特別総会では、前駆化学品の取締りを一層強化する決議案を検討することになっている。総会によって採択予定の前駆化学品の統制に関する決議案によれば、各国は以下を要請されることになる。

- * 輸出国、輸入国および通過国間の定期的情報交換を通じ、前駆化学品取引の監視を改善するとともに、転用防止に不可欠な情報の迅速で時宜に適った交換を奨励する多国間取決めを促進すること。そうした情報交換は、前駆化学品の効果的な取り締まりのうえで、非常に重要である。
- * 次の二つについて、輸入国に対する輸入予定の事前通報を含め、商取引の合法性を確認するメカニズムを開発すること — a) アンフェタミンおよびアンフェタミン系興奮剤の不法製造に用いられるもの等の前駆物質、並びに (b) それぞれヘロインとコカインの不法加工に用いられる主要化学品である無水酢酸および過マンガン酸カリウム。
- * 1988年条約の厳格な遵守、特に、前駆化学品の国際貿易監視システム確立のために、国内立法の整備を促進すること。転用防止のために加盟国がとるべき行動は、前駆物質の移動の効果的監視を可能にする十分な法的基盤あるいは取締りシステムを各国政府が確立してはじめて実施できるものである。
- * 前駆物質の合法的な製造および取引に関するデータを得るために、効果的なメカニズムを開発すること。このような情報は、個々の取引の合法性を検証する上で必要となる。
- * 前駆物質取締りにおける普遍的協力を容易にするために、警察、税関その他による転用化学品の捜査、押収、発見および取締りに関し、技術援助プログラムと経験の共有を促進すること。
- * 前駆化学品の転用に関連する個人あるいは法人の不法行為を処罰するために、民事措置、刑事措置あるいは行政措置を講じること。
- * 薬物の不法な製造および取引に用いられている規制対象外の化学品に関する情報を収集するとともに、INCBにこれを通報し、同委員会が国際的取締りの対象とすべき化学品の限定的リストを管理し、その転用防止に必要な措置について各国に勧告できるようにすること。

アンフェタミン系興奮剤 — 優先対策課題

様々な症状の治療に処方される向精神剤として長年認識されてきたアンフェタミン系興奮剤 (ATS) は、国際薬物統制における大きな要素となっている。簡単で柔軟な製造技術、容易に入手できる原料、生産者にとっての大きな利ざや、消費者にとっての低価格等、ATSの一定の特徴は、不法市場拡大のための手段と動機を提供している。

最も頻繁に乱用・販売されているATS物質としては、メタンフェタミン、アンフェタミン、エクスタシー (MDMA) およびメトカチノンがあげられるが、これらは主に、合法的取引から転用されたフェネチリンおよびペモリンを用いて、ヤミ工場で製造されている。

ATSの効果

アンフェタミン系物質が使用者に魅力的なのは、その中枢神経系統への影響により、精神活動の活発化、爽快感、陶酔、ならびに、一般的な幸福感およびエネルギー増大感が得られるからである。

国際麻薬統制委員会 (INCB) の1997年報告にあるとおり、ATSを成分とする減量薬 (食欲減退剤) についても、需要の増大が見られ、すぐに減量効果が現れる魔法の薬として宣伝・販売されている。食欲減退剤には中毒性があるばかりでなく、高血圧からパラノイア、さらには暴力的行動に至るまで、健康に対する多くの害を及ぼすため、委員会はこの報告において、食欲減退剤の消費量が多い国々に対して、状況を詳しくモニターし、その過剰処方を防止するよう要請している。

これらの物質はすべて、使用者の心理的・精神的状態に大きな影響を与えうる。ATSは、依存症を引き起こすため、コカインと同程度の中毒の危険性がある。また許容量も増大するため、同じ気分高揚の効果を得るために必要となる薬の量はどんどん増大する。服用時の陶酔感が消え去ると、アンフェタミン精神症と呼ばれる不安感やパラノイアが出現し、攻撃的・暴力的行動に及ぶことも多い。

メタンフェタミンの注射 (「スピード」) あるいは喫煙 (「アイス」) は、最も中毒性の高い服用方法である。これらの薬物はまた、効果がすぐに現れることから、最も広く乱用されている。アンフェタミン系物質の刺激効果は、コカインよりも概して長く続く。これは「割がいい」ことを意味するため、大きな潜在的市場が誕生することになる。

乱用のパターン

測定のカテゴリーやタイプは異なっているが、アンフェタミン系興奮剤は多くの国において、最も乱用者が多い薬物のベスト3に入っている。日本では、薬物取締法違反件数全体のほぼ90%が、メタンフェタミンによるものである。フィリピンでは、メタンフェタミンは「シャブ」と呼ばれ、1990年代前半から最も乱用件数の多い薬物となっている。韓国では、「アイス」の乱用が、大麻に次いで多くなっている。同様に、オーストラリアでも、アンフェタミンは、大麻の次に乱用されている薬物である。

ニュージーランドでは、アンフェタミンの乱用件数が、大麻、幻覚剤に次いで第3位となっている。英国でのほとんどの調査は、アンフェタミンの乱用が2番目あるいは3番目に多いことを示している。米国の国立薬物乱用研究所の報告によると、第12学年の高校生の間では、合法的なものを含むすべての興奮剤の年間乱用率が1992年には7%にも上っており、興奮剤は、吸入剤およびマリファナに次いで乱用者の多い薬物となっている。スウェーデンでは、アンフェタミンは大麻に次いで2番目に乱用されている薬物であり、1990年代前半における薬物関連有罪判決数のほぼ三分の一を占めている。

歴史的に見て、アンフェタミン系興奮剤に対する不法需要は、しばしば医師による過剰処方を通じ、不法に生産された供給物によって充足されてきた。これら物質の治療面での有用性が限られているという認識が広まったこと、合法的な製造・消費が地球的に減少を続けていること、および、取締りが強化されてきたことにより、ヤミ製造は徐々に重大な供給源となってきている。この不法製造の増大をさらに助長しているのが、最終製品を製造する合成方法の多様性および単純性、ならびに、多種多様な潜在的原材料（前駆化学品）に対する容易なアクセスという、二つの要因である。興奮剤の最終生産状況と同様に、過去15年から20年の間には、一定の前駆物質の不正使用についても、大きな変化が見られている。

「アイス」は、ハワイから米国市場に進出し、主にアジア系の薬物密売グループを通じて、1980年代後半から1990年代前半にかけて西海岸に蔓延した。今日でも、「アイス」は、アジア系アメリカ人のコミュニティを中心に広まっているが、従来のメタンフェタミン乱用と比べると、二次的な役割しか果たしていない。「アイス」は、1990年代はじめに恐れられたように、クラック/コカインに代わって幅広く乱用されるまでには至っていない。

それでも、特に、1990年代に米国で発見されたヤミ工場の80%以上がメタンフェタミン製造所であることを考えれば、メタンフェタミンを取り巻く一般的状況は、依然として深刻である。

欧州では、アンフェタミンは（MDMAやLSDとともに）いわゆる「ダンス・ドラッグ」の一つに数えられており、英国をはじめとする諸国の「レイヴ・シーン」に広がっている。エクスタシー（MDMA）常習者の中には、より安価なアンフェタミンを試し、これに乗り換えた者も多い。幻覚剤とアンフェタミンを混ぜた「フェイク・エクスタシー」も、この同じマー

ケットで売られている。英国では、アンフェタミンの押収量が1987年以降4倍に増えた。フランスでは、1992年から1993年の間に、ATSの押収量が倍増した。さらに、オランダ、フィンランド、ならびに、バルト3国およびチェコ共和国をはじめとする東欧諸国においても、ATS乱用の増加が報告されている。

不法ATS市場

- * ATSの不法市場は、植物を原料とする薬物の不法市場と比べるとはるかに小さいが、その規模は拡大している。簡単な製造技術、容易な入手可能性および安い小売価格は、いずれも、アンフェタミン系興奮剤のマーケット・シェア増大を助長している。
- * 市場はモザイクの様相を呈しており、長期的には、国あるいはサブ地域ごとに、様々な理由で、特定のアンフェタミン物質が好んで使用されるようになっている。
- * 利用できる原材料、製造技術および最終製品が極めて多種多様であることから、大幅な多角化が可能であり、実際これが過去20年間の趨勢となっている。規制対象のATSと類似する特徴を持っているが、わずかに異なった化学成分からなる新物質の製造が簡単なこともあり、取締りは特に難しくなっている。
- * ATS市場の活況により、ATS製造に用いられる前駆化学品の取引はますます多様化している。特定の前駆化学品について、不法使用の占める割合はごくわずかと見られるため、前駆物質の取締りは極めて困難である。

行動計画案

国連特別総会では、ATSおよびその前駆物質対策に関する国際協力のための行動計画案を検討することになっている。計画案は、啓発、需要削減、正確な情報提供、供給抑制、および、ATS統制システム強化の五つの主要分野について、行動の勧告を行っている。

啓発

ATS問題は、多くの国では比較的新しい問題ではあるが、規模においても地理的範囲においても急速に拡大している。しかし、世界でのその認識は限られており、対応もまちまちで一貫していない。

次の措置を講じることが勧告される。

- * 国際社会は、あらゆる側面におけるATS問題との闘いを一層優先すべきである。
- * 国連薬物統制計画（UNDCP）、世界保健機関（WHO）および国際麻薬統制委員会（INCB）は、ATSの技術的・科学的側面に関する作業を継続するとともに、その結果を一般に広く公開すべきである。
- * 各国はATS対策を優先課題とし、その努力の一環として、ATS問題に対する認識向上

のために、民間セクターおよび非政府機関の動員を図るべきである。

需要削減

A T S の乱用はますます若者を中心に広がっているが、その多くは、A T S が安全で無害であると信じている。

こうした傾向に立ち向かうため、U N D C P、W H O 等の国際機関は、以下を行うべきである。

- * A T S 乱用の健康に対する影響に関する目下の情報を照合すること。
- * A T S 需要の元凶を調査すること。
- * A T S 乱用の防止・治療、および、合法的 A T S 処方に関する実務のあり方を資料化し、配布すること。
- * 非政府機関（N G O）と活動の調整を図ること。

各国は、以下を行うべきである。

- * A T S 乱用パターンの変化を継続的に監視すること。
- * A T S 乱用の社会、経済、保健および文化的側面を調査すること。
- * 研究（A T S 乱用の健康への長期的影響など）を重点課題とすること。
- * その教育キャンペーンに、A T S 乱用の悪影響に関する情報を含めること。

正確な情報提供

A T S の不法取引に関する情報は、インターネットなどの近代的技術を通じて、多くの人々が入手できるようになっている。処方、A T S 製造法、および、無害な薬物としての A T S のイメージは、垂れ流し状態となっている。

国家、地域および国際レベルで、通信・ソフトウェア業界の代表者を交えた協議を開始し、以下を促進・奨励することが勧告されている。

- * 不法薬物関連の情報提供等の問題に関する自主規制
- * A T S 乱用の危険性を実証し、健康的なライフスタイルを促す（特に若者向け）ソフトウェア・パッケージの制作

さらに、各国に対しては、以下が勧告されている。

- * 開かれた苦情メカニズムを構築すること。
- * インターネットから不快な薬物情報を削除する方法を開発・実施するため、サービス・プロバイダーおよび通信業界との話し合いを行うこと。

- * 近代的情報技術を活用して、A T S 乱用の健康、社会および経済への悪影響に関する情報を配信すること。
- * 1971年の「向精神剤に関する条約」第10条（規制対象物質の一般向け宣伝禁止に関するもの）の規定を履行すること。
- * UNDCP、国連教育科学文化機関（UNESCO）、WHO、国際刑事警察機構（INTERPOL）、世界関税機関（WCO）等の関連国際機関は、世界的な情報交換システムに参加し、A T S 問題の諸側面に関する正確で時宜に適った情報を配信すべきである。

供給抑制

A T S 供給抑制のための主たる戦略は、不正取引、不法製造、および、製造業で使用される化学品（前駆物質）の転用を対象としている。多くの前駆物質は業界で合法的に使われており、また合法的な国際貿易が行われている。したがって実効的な監視を行うためには、業界の自発的協力を確保しなければならない。

国家、地域および国際レベルの権限ある当局に対しては、以下が勧告されている。

- * 輸出前の通報義務拡大、および、情報交換手続の改善を含め、A T S 前駆物質転用取締り措置の実施を強化すること。
- * A T S の不法製造に頻繁に用いられることが明らかになっている規制対象外物質の監視を改善すること。
- * 一般的早期警戒システムの一環として、A T S の不法製造に用いられる物質の国際的特別監視リストを作成すること。
- * A T S の不法製造に用いられることを知っていながら行われた場合、規制対象外化学物質の転用を刑事犯罪として処罰する可能性を検討すること。
- * あらゆる関連機関の間の情報交換を促進すること。

A T S の不法製造に焦点を絞るため、国際、地域および国家当局も、以下を行うべきである。

- * 不法な製造方法を監視すること。
- * 薬物の特性分析およびプロファイリングを開発すること。
- * 関連する試験用機器の売買を監視すること。
- * A T S の技術的複雑性を取り扱う執行・統制要員を養成すること。

A T S 統制システムの強化

A T S の不法製造に対処しようとする際、国際的薬物統制システムは、向精神剤の一覧作成に関する煩雑な手続、前駆物質統制体制の浸透不足、薬物関連国際条約における規制対象物変

更手続の差異といった弱点を露呈する。実効的な統制システムは迅速で、柔軟で、新たな状況への対応力を備えたものでなければならない。

計画案は国際・地域機関および各国に対し、以下を勧告している。

- *特に、一覧作成（規制対象となる薬物のリストアップと分類）の柔軟化により、統制システムを改善すること。
- *関連理事会決議を実施し、INC Bの勧告を検討すること。
- *民事罰、行政罰を含め、ATSの不法製造、不正取引および乱用に対する適切な制裁および罰則を導入すること。
- *不正取引市場で発見した新たなATSを迅速に判別・評価し、これを取り締まること。
- *製造法、利用される前駆物質、純度、価格、および、ATSとその前駆物質の入手先に関するデータ収集および情報交換を改善すること。
- *ATS規制法に関する国家間の情報交換、不法製造の最新動向を監視する地域的取決め、ATSの密売等の分野において、地域協力を強化すること。
- *迅速な通信経路を確立し、ATS対策のノウハウが不十分な国を援助すること。

不法薬物の需要削減

薬物乱用の破壊的影響を免れている国はない。社会・経済状況の急激な変化、地球的不法薬物取引の可能性、および、これに対する需要の増大は、すべて、この深刻な地球的問題の拡大を助長している。

また薬物問題はますます複雑化している。薬物乱用はもはや、社会的に疎外されたグループだけの問題でもなければ、主として西側先進国に限られた問題でもない。薬物の乱用は、ストリート・ライフや犯罪に関係するようになっていく社会的に恵まれない若年層にとって、生存の手段となってきた。また、若者文化の一部となった薬物の無害なイメージは、世界中に急速に広まっている。

不法薬物は中毒性のある物質であり、このことが使用と乱用、および、消費と中毒の間の境界線を曖昧にしている。国連薬物統制計画（UNDCP）の推計によれば、年間で世界人口の3.3%から4.1%に当たる人々が不法薬物を消費しているものと見られる。健康面から見て、最も危険な薬物はヘロインである。ヘロインの消費者は、世界人口の0.14%に当たる800万人と、比較的少ないが、その使用は拡大している。国の数では少ないものの、消費者数から見れば、コカインの方が蔓延度は高く、世界人口の0.23%に当たる1,300万人となっている。乱用者が最も多いのが大麻であり、世界人口の2.5%に当たる約1億4,000万人によって消費されている。

現在消費されている不法薬物の大半は、依然として植物あるいは合成によって変容された植物製品から作られているものの、近年では、合成アンフェタミン系興奮剤（ATS）の乱用増大が報告されており、押収量では年間16%の上昇を示している。現在、世界人口の0.5%に当たる約3,000万人がATSを消費している。これらの薬物は「おしゃれ」で安全だという考え方がメディアを通じて、特に若者に広がっていると見られる。

不法薬物の需要に影響しているもう一つの重要な要因は、乱用開始年齢が年々低下しているということである。これは特に治療を求めてくるアヘン乱用者について顕著である。15～19歳の年齢層について見れば、1995年中の治療者数は、1992年から1994年の3年間の合計を越えている。これは先進国に限られた現象ではない。多くの開発途上国も同様に、大麻、ヘロイン、興奮剤および幻覚剤の若年乱用者増大を報告している。

揮発性物質は国際的統制措置の対象とはなっておらず、この問題も検討しなければならない。これらの物質は、薬物および向精神剤乱用への入り口となる可能性があり、ストリートチルドレンなど、極めて困難な状況に置かれた若者は、特に脆い立場に置かれている。街頭で暮らす

数百万人の子どもたちにとって、揮発性物質の吸入は、精神的・肉体的逃避となるからである。

対策 ― 戦略

需要削減活動の優先課題は、社会的弱者に手を差し伸べることにある。これを効果的に行うためには、問題の正確な分析と、機能的な戦略の開発も必要である。

若者の間での薬物乱用拡大、および、消費パターンの変化に鑑み、政策立案者と、薬物の使用者あるいは潜在的使用者との関係を確立し、最も適切な行動を判定することが重要である。問題の分析と解決策の判別にリスクにさらされた人々を関与させることは、その特定のニーズを把握し、これに対応する最も効果的な方法である。その上で、様々な予防、治療、リハビリおよび社会復帰イニシアチブを開発・実施できる。

通常、需要削減プログラムは、次の三つの段階から成っている。

一次予防策は、薬物の使用開始を防止したり、少なくとも遅らせたりすることを目的とする。この初期予防段階の焦点は、一般市民の中で対象となる様々なグループに対し、精神作用を持つ薬物、および、その使用に伴うリスクに関する情報提供と教育を行うことにある。教育サービスのねらいは、個人の自尊心と仲間からの圧力に対する抵抗力を強化すること、健康的なライフスタイルを促進すること、および、生活技能を開発する上で支援的な環境と機会を与えることにある。

二次予防策は、不法薬物乱用者が乱用を止める手助けをすることをねらいとしている。具体的には、薬物乱用者に対して、乱用を止めさせるよう説得するための教育およびカウンセリング・サービス、ならびに、リハビリ・プログラムを伴った幅広い治療体制が提供される。二次予防策はまた、薬物を使用しない行動を維持し、再発を防止し、社会復帰を促進するために、薬物乱用者に十分なアフターケアを提供する。理想的には、二次予防策は、薬物乱用者の正常な生活への復帰をもたらすべきである。

三次予防策のねらいは、エイズの蔓延等、薬物乱用の悪影響を和らげることにある。

薬物乱用予防策を成功させるためには、全世界での協調的行動が必要である。各国民、コミュニティおよび家庭の参加も成功には欠かせない。このためU N D C Pは、国際的努力を調整し、各レベルでの行動の触媒的役割を果たしている。同計画は各国政府と協力して、コミュニティ参加型の需要削減戦略を策定している。需要削減プログラムは、非政府機関、コミュニティ指導者、教員、保護者、青少年指導者および保健・福祉専門家の間に、局地的ネットワークを確立するものである。リスクにさらされた者に手を差し伸べ、その特定のニーズに応えるには、これらの主体の関与が欠かせない。

薬物需要削減の指針に関する宣言案

特別総会準備作業中、加盟国の間には、薬物乱用対策を強化する必要性に関するコンセンサスが形成されてきている。こうした懸念により、個人の薬物乱用に起因する個人的・集団的問題に対処することを目的とした、初の国際協定が策定されることになった。この「需要削減の指針に関する宣言」は、2008年までに全世界で薬物需要を劇的に削減するという過去に例を見ないコミットメントを実行に移すために必要な優先的政策および戦略を定めている。特別総会で採択が予定されているこの宣言は、既存の薬物統制体制を補完することにより、不法薬物に対するバランスの取れた地球的戦略の実施に不可欠な手段を提供するという点で、大きな前進を示すものと言える。以下のガイドラインを通じ、宣言は薬物乱用のあらゆる側面に体系的に取り組んでいる。

研究、および、過去のプログラムで学んだ教訓から得られた知識に基づき、政策を策定すべきである。新たな動向把握のためには、問題の体系的・定期的評価が不可欠である。さらに経験を生かすために、需要削減戦略および具体的活動を十分に評価し、その効果を向上させるとともに、政策立案者、プログラム計画者および実務者の訓練にも相当な重点を置くべきである。守るべき指針は以下のとおり。

- * 需要削減プログラムは、使用の防止から、薬物乱用の健康および社会への悪影響緩和に至るまで、全ての予防分野を対象としなければならない。教育、治療およびリハビリ・サービスを通じ、処罰に代わる、あるいは、これに追加される措置として、薬物乱用犯の社会への統合を模索すべきである。
- * 健康的な選択肢を魅力的でアクセス可能なものとする環境を確保するため、需要削減努力は、より幅広い社会福祉プログラム、健康増進政策および予防教育プログラムに統合すべきである。需要削減プログラムでは、国民一般のニーズはもとより、ジェンダー、文化および教育面での差異を考慮した上で、リスクの高い特定グループのニーズにも取り組むべきである。
- * 正しいメッセージを送るよう不断の努力を行うべきである。情報提供の際には、その効果を確保するため、センセーショナリズムは避け、信頼を促進すべきである。各国はメディアと協力して、薬物使用の危険性に関する世論の認識向上、および、大衆文化における薬物の宣伝に対抗するための予防メッセージの推進を図るべきである。

マネー・ローンダリング

不正薬物取引およびその他の重大犯罪に起因する資金の洗浄は、金融・貿易システムの全体性と安定性を地球的に脅かすものになっている。国際社会は一致協力してこうした活動を取り締まることで、自らを守るとともに、薬物密売人に不正な利得を与えないようにしなければならない。

薬物が大量に押収されたとしても、不法薬物の取引と乱用には限られた影響しか及ぼさないことが多い。薬物の供給には、製品の入手可能性の激減に対応できる十分な柔軟性がある。街頭の薬物価格でさえも、大量の押収によって影響を受けないことが明らかになっている。

しかし、金融システムへの入り口で麻薬の売却益の侵入を防ぎ、これを除去すれば、密売活動を大きく混乱させることができる。結局のところ、金銭は薬物密売の生命線であり、唯一の目的である。薬物販売に直接起因する現金がその他の金融手段あるいは資産に転換されるのを防止することが不可欠である。いったん転換が行われると、取引が繰り返されることで書類上の追跡が複雑となる可能性があるため、不正な資金源の判別は困難になる。

国際社会によるマネー・ローンダリング対策の調和を図るため、「麻薬および向精神剤の不法取引の防止に関する国連条約」(1988年)は、同条約締約国に対し、マネー・ローンダリングが処罰可能な犯罪である旨宣言することを要求している。締約国はまた、不正薬物取引の売上金を判別および凍結あるいは没収し、マネー・ローンダリング対策に関する国際協力を促進する措置を講ずることも義務づけられている。

プロセス

マネー・ローンダリングのプロセスは、投入、階層化および統合の3段階から成っている。

金融システムへの資金の入り口である投入は、多額の現金所持者の負担を解消し、次段階に向けて、この資金を金融システムの都合のよい場所に資金を置くことを目的としている。不正な資金源が発覚する可能性は、初期段階で最も高いことから、投入はマネー・ローンダリングのプロセスにおいて最大の弱点を持つ段階と言える。

次の段階である階層化は、資金源を隠すための一連の取引を指す。この段階では、しばしば国際的な送金が行われ、資金は様々な投資手段に分散された上で、発見を避けるために頻繁に移動される。

統合はマネー・ローンダリングの最終段階である。この段階では、資金は合法的経済に完全に同化しているため、どんな目的にも利用できる。

多くの国々は汚れた資金を発見し、その金融取引を追跡するために、金融機関に対する疑わしい取引の開示義務づけを含め、一連の統制措置を制度化している。しかし、その他の国々の中には、多くのオフショア・バンキング市場を含め、こうした規制をほとんど導入せず、事実上の「隠れ家」を提供しているものもある。したがって資金洗浄者がその事業を規制の緩い国々に移し、起訴を免れてしまうことを防止するためには、地球的な合意と協力が不可欠となる。

特別総会では、マネー・ローンダリング対策に関する国際的な協力と行動を改善する一層の措置を検討することになっている。

マネー・ローンダリングに関する国連宣言案の要点

政治宣言案は、総会に対し、不法薬物取引およびその他の関連犯罪から派生する資金の洗浄、ならびに、これを目的とした各国金融システムの利用を強く非難することを求めている。また総会は全加盟国に対し、以下の原則を適用することにより、「麻薬および向精神剤の不法取引の防止に関する国連条約」（1988年）におけるマネー・ローンダリング対策規定を履行するよう促すことになる。

重大犯罪に関連するマネー・ローンダリングを犯罪とし、次の手段によって、マネー・ローンダリングの防止、発見、捜査および起訴を行う、包括的な立法枠組みを確立する。

- * 犯罪による利益の判別、差押えおよび没収を行うこと
- * 相互司法援助協定にマネー・ローンダリングを含め、捜査、裁判事件あるいは司法手続に関する援助を確保すること

効果的な金融/規制体制を確立し、以下を通じて、犯罪者による国内・国際金融システムへのアクセスを排除する。

- * 顧客の身分およびその金融取引の種類について、必要な情報を権限ある当局が利用できるようにするための顧客判別・確認要件
- * 金融記録の管理
- * 疑わしい活動の報告義務
- * マネー・ローンダリング対策の障害となる銀行の秘密主義排除

以下を規定する執行措置を実施する。

- * マネー・ローンダリング活動に関与する犯罪者の効果的な発見、捜査、起訴および処罰
- * 犯罪者引渡し手続き

＊情報共有メカニズム

さらに総会は、「地球的マネー・ローンダリング対策プログラム」の枠組みにおいて、国連薬物統制・犯罪防止室（ODCCP）に対し、要請のあった国々に上記分野の訓練、助言および技術援助の提供を続けるよう求めることになる。

不法薬物作物の根絶と代替的開発

大麻、ヘロイン等、自然植物から作られる薬物は、依然として世界で最も広く乱用されている。大麻の乱用者は最も多く、世界人口の2.5%に当たる1億4,000万人となっている。最も危険な薬物であるヘロインとコカインの乱用者は、それぞれ800万人と1,300万人に及んでいる。薬物乱用による死亡者と緊急入院患者のうち、ヘロインの占める割合は常に最大となっている。

ヘロインとコカインは、個人とその家族に悲劇をもたらす。その不法な生産と取引も、国民経済に打撃を与えることにより、諸国民の社会的・政治的福祉に悪影響を及ぼしている。薬物組織は、莫大な利益を上げることで、世界各地の国々の経済と制度に侵入し、これを腐敗・不安定化させている。反乱運動及びテロ集団の活動を促進する不法な武器売却に不法薬物取引が絡んでいることは、周知の事実である。

大麻の不法栽培は世界中に広がり、その生産量は安定化しているが、アヘンとコカインの生産は一部の地域に集中し、その量は1970年代及び1980年代に急増した。不法なアヘンおよびヘロインのほぼ90%は、南西アジアと東南アジアを原産国としている。アフガニスタンとミャンマーはアヘンの2大生産国であり、第3位のラオスに大きく水をあけている。コロンビア、インド、メキシコ、パキスタン、タイおよびベトナムでも、ケシの不法栽培が見られている。ボリビア、コロンビアおよびペルーは、世界のコカ供給量のほぼ98%を占めている。また、ブラジル、エクアドル、ベネズエラなどの近隣国でも、小規模ながら不法栽培が行われている。

アジアとラテンアメリカの農村部では、約70万世帯400万人の人々が、コカおよびケシの栽培による所得に依存している。そのほとんどは貧困線以下で生活しており、不法栽培活動は所得のほぼ半分を占めている。薬物取引は、食糧不足や農産物市場の乱高下に対処する助けとなることも多いが、不法作物への経済的な依存は、長期的に持続不可能である。コカおよびケシの葉を栽培する農民は、残忍な仲買人の搾取の対象となる。また、こうした農民は、その作物の強制的廃棄の脅威に常にさらされる。コロンビアなどの国では、薬物密売人が所有する大規模な商業農園で、生存ぎりぎりの生計を立てている者も多い。70万世帯の大半は、適当な代替策があれば、その他の所得源への転換を図るものと見られる。

コカおよびケシの栽培が提起する問題は、消費と切り離すことができない。初期の薬物統制アプローチは、密売行為に対象を絞り、法律執行方法への依存を通じて、中央から連鎖の環を断ち切ろうとするものであった。努力と成功の積み重ねにもかかわらず、押収できるヘロイン

およびコカインの量は、それぞれ供給量の10%および30%に過ぎないものと見られている。

1980年代には、薬物乱用の各段階に同じ力で取り組むという、バランス型アプローチの概念が台頭した。このアプローチにより、国際的な戦略と協力的手段が採択された。これを受けて、各国政府は、薬物統制のための多部門的計画を採択している。

1970年代には、農民に対する代替的所得源の提供を通じ、不法栽培を根絶する戦略についても、同じような動向が見られている。作物代替アプローチへの依存は、1980年代および1990年代になって、コカおよびケシ栽培の社会経済的決定要因に取り組む、より幅広い代替的開発戦略へと進化した。代替的開発戦略では、法律執行および強制的根絶措置とともに、ヘルスケア、教育、インフラ、食糧供給、市場と信用へのアクセス、および、所得創出活動といった問題にも取り組みがなされている。

過去25年間、各国政府と国際機関は、不法栽培対策プログラムの管理に関し、かなりのノウハウを取得している。一定の地域では大きな進展が見られる。ペルーのプロジェクト対象地域では、コカ栽培が95%削減された。パキスタンのディル地区では、近いうちにケシの栽培が見られなくなる可能性がある。タイでは、代替的開発措置により、ケシの栽培は事実上根絶された。しかし、地球全体の需給に対しては、大きな効果が現れているとは言えない。これは、成果が地理的に限られていることと、単に栽培場所が移動するだけという「バルーン効果」の恐れがあることによる。

大きな制約の一つは、全部の生産地域で代替的開発を支援するのに十分な資金がないことである。栽培地域は開発途上国および後発開発途上国に所在するため、幅広い社会経済的問題に対処する国内資源が欠けているのである。また、代替的開発に関する援助国および機関からの技術援助も、過去10年間に全世界で7億米ドルにとどまっている。例えば、1995年について、代替的開発のための対外援助は、生産国が受け取った援助総額の1.5%に過ぎなかった。

持続可能な努力を確保するためには、代替的開発プログラムに一層の資金投入を行わなければならない。こうしたプログラムは、生産国の国内開発戦略および歳出予算に組み込む必要がある。外部のドナーは、技術援助と資金援助を拡大し、生産国における不法栽培根絶を支援すべきである。

その目的は、今までに実施された地理的に限定されたプログラムから得られた経験を、全生産地域を対象とした、より大規模で適切なアプローチの策定に活用することにある。全体的に、コカおよびケシの栽培面積は4,500平方キロメートルと比較的小さいが、これはプエルトリコの面積のほぼ半分に当たる。

大胆な目標へのコミットメント強化

30年の経験を経た国際社会には、試験済みの方法論と、上述の問題に対処するためのノウハウが備わっている。関連地域における薬物統制能力強化により、全面的な介入への準備が整っており、大半の生産国は、明確な国内戦略とすぐに実施できる行動計画を採択している。

特別総会は、地球的協力のために歴史的機会を提供するものである。既に加盟国の中には、2008年までにコカ、ケシおよび大麻の栽培を根絶あるいは大幅削減するという大胆な目標達成のために、資金の動員と实际的行動の拡大を行う決意を示しているものもある。

不法麻薬作物の根絶と代替的開発に関する国際協力に関する行動計画

歴史が示すところによれば、不法作物の栽培と生産を根絶する単一の方法は存在しない。代替的開発プロジェクトが成功を収めている場合でも、栽培者および加工者の中には、自発的に生産を止めない者がある。このような人々には、不法作物栽培にはリスクが伴うことを理解させなければならない。したがって、特別総会で検討される行動計画は、代替的開発プログラムと法律執行措置を統合することの重要性を強調している。

効果を最大限にするために、代替的開発プログラムには以下が要求される。

- * 持続可能な社会的・経済的機会に貢献すること。
- * 不法栽培に関係する地域の持続可能な政治的・経済的統合を確保するため、国内開発計画と関連付けられること。
- * 所定のプロジェクト対象地域で一般的な条件に適応すること。
- * 現地の知識、技能、関心およびニーズを考慮した、コミュニティ参加型のアプローチを採用すること。地域のコミュニティは、不法作物が根絶されるまで、その削減に専心すべきである。
- * コミュニティの参加と、不法栽培を拒絶する市民文化の醸成を奨励するため、民主的価値観の推進に貢献すること。
- * 地域の恒久的な制度を構築すること。
- * 環境基準を遵守すること。
- * 男女が平等に開発プロセスに参加できるようにすること。
- * 薬物乱用の問題が存在する場合、適切な需要削減措置を含めること。

代替開発プロジェクト実施中の地域においても、その他薬物密売に関係する地域においても、不正取引、前駆化学品の転用、ヤミ薬物製造所の操業、マネーロンダリングおよび組織犯罪を含む薬物犯罪のあらゆる段階で、法律執行措置が必要である。さらに、栽培に組織犯罪が絡んでいる場合、不法作物の根絶・廃棄および逮捕等の措置も適切となりうる。

国際協力の強化

不法作物の根絶は、国際社会の完全な関与なしに達成できない。各国政府、国際機関、NGO、地域開発銀行および金融セクターは、すべてこの共通の努力において果たすべき役割を持っている。資金面および政治面で長期的なコミットメントが必要である。開発プロセスと薬物生産

の間には、微妙な連関がある。UNDCPは現在、各国政府およびその他の国際機関と協力して、一連の有効な地球対応を準備しているところである。

共通の合意された目標に基づく地球的監視システムの確立は、極めて重要である。このようなシステムは、リモートセンシング技術と、測量等その他の技術を結合し、代替的開発プログラムの効果を継続的に評価するものとなろう。同時に、リスクの高い地域を監視すれば、新たな場所での不法栽培に即時に対応することで、「バルーン効果」が根絶プログラムの全般的効果を損なうことも防止できよう。

UNDCPと加盟国は、こうした監視システムおよびその他の地球規模のイニシアチブを開発するため、緊密な協力を続けていく予定である。

世界薬物報告 (要点)

世界中のメディアが頻繁に薬物の報道を行っていることで、あたかも薬物に慣れ親しんでしまったかのような錯覚が生まれている。実際には、生産、密売、消費等、薬物に絡んだ活動はいずれも隠れて行われており、私たちの客観的知識は全く不十分である。報告努力は、薬物取引の秘密性によって妨げられている。金融、健康あるいは法律執行のいずれの側面においても、不法薬物産業に関するデータは、常に不備であり、国際比較はほとんどできない。

したがって、この第1回世界薬物報告の主な目的の一つは、国際的に規制されている薬物の不法生産、使用および密売に関して知られていることと知られていないことを明らかにし、この情報をより幅広い一般の人々に知らせることにある。これまで薬物問題にほとんど経験のなかった多くの国が、政策および戦略の策定を緊急に迫られていることに留意し、世界薬物報告はまた、世界の薬物状況に関する概観を提示し、国境を越えた文脈において、読者が幅広いオプションとその潜在的帰結を評価できるようにすることも目的としている。

より一般的なレベルで、世界薬物報告は、修辭的あるいは政治的偏見のない客観的な方法で、薬物問題の規模および複雑性に対する世論の認識向上を図っている。

報告は、薬物とは何か、国際的規制対象の薬物、および、「依存」や「乱用」といった語句の定義という、基本的なテーマから出発している。報告は六部構成。各部の要点は以下のとおりである。

第1部 — 栽培、生産、密輸および消費の最新動向—概観

報告は最初に、世界の各地域における薬物の生産、密輸および消費に関する最も重要な動向の概観を提示している。図表資料も多く、また一般的な経済、地政学および社会の状況からこれら動向を解説する。注射による薬物使用とHIV/AIDSの関係、アンフェタミン系興奮剤の消費等、拡大しつつある問題が取り扱われている。

「興奮剤乱用 — アンフェタミンからエクスタシーまで」と題するバーバラ・レンバーグ博士の研究が含まれている。

第2部 — 薬物使用の理論と解釈

世界薬物報告は、人はなぜ薬物を使用するのかという、薬物問題の中でもおそらく最も複雑で論議の多い側面に関するこれまでの研究をまとめている。消費および中毒のパターンに影響する因果的因子と相関的因子を区別する上で、報告は、疾病モデル、精神（弱さ）モデル、お

よび、社会学習あるいは行動モデルという、中毒に関する最も一般的な「モデル」描写理論を明らかにしている。報告は、(最後となる可能性もある) 最初の使用、単発的あるいは娯乐的、または、定期的・衝動的なものとなる可能性を秘めたその後の使用、および、問題のある、あるいは、依存的な使用の区別を行っている。動機は、体質的/個人的なもの(生物学的機能および人格変数による影響の可能性)、対人関係的なもの(家族、友人および重要な他者の影響)、および、社会環境的なもの(より広い環境的・文化的要因)という三つの主要カテゴリーに分けて提示されている。フォーマルおよびインフォーマルな社会的規制の影響が分析されているほか、最後には、薬物を止めるための論理付けに関する理論が述べられている。

ニック・クロフツ博士が、「最初の1回 — 注射開始を取り巻く環境」と題する記事を寄稿している。

第3部 — 薬物乱用の健康および社会への影響

様々な種類の薬物について、服用量、使用頻度および服用手段等の変数を考慮した上で、精神、肉体および行動への影響が詳細に述べられている。性別、年齢および社会経済要因の薬物使用との関係も説明されている。最も脆い立場にある若者の間での薬物乱用は、地域別・国別および物質別に研究されている。また報告は、ストリートチルドレンの薬物乱用の影響も分析している。その上で、報告は、今日最も深刻な健康問題となっている肝炎、HIV/AIDS等の感染症の伝染と薬物使用の関係を詳しく検討している。肉体的な危害、増税(医療提供、刑事司法制度維持等を目的としたもの)および生産性低下という点で、個人の使用者および社会が被るコストは、家庭、コミュニティおよび職場における薬物使用の影響とともに解説されている。

ポール・ゴールドスタイン博士による「米国における薬物と暴力の関係」、および、ロベルト・レルネル博士による「若者による薬物消費の社会および健康へのインパクト — ペルーのケース」という、2件の研究が特別に寄稿されている。

第4部 — 不法薬物産業—生産、密輸および流通

薬物「産業」について記述し、そのマクロ経済および金融面での影響を客観的に見ることで、経済的観点から動向が論じられている。第4部は、不法薬物市場に関係する主要金融セクター、不法薬物産業を構成する様々な段階および活動の相互作用、ならびに、これらの最終市場製品との関連を取り扱っている。薬物の不法取引によって大きな影響を受けている経済の例を用いることで、読者は、これら儲かる非合法活動の生産、密輸および流通プロセスを一覧できる。マネーロンダリングの定義が行われているほか、薬物からの所得の国家経済に対する影響の可能性が、その役割、段階、技術および動向とともに、詳しく分析されている。

「汚職と組織犯罪について」と題するアマルチャ・セン教授の研究が含まれている。

第5部 — 薬物と公共政策

道徳と法律の関係、私的・公的領域の境界線、および、立法普遍化の試みという、薬物規制法における主要な論点に関し、基礎的情報を提供する。薬物対策の策定、実施および調整における政府の役割についても論じている。国際的レベルでは、国連とその政策決定機関の役割が検討されているほか、薬物統制に関する様々な2国間・多国間協定が取り扱われている。国連薬物統制計画の指導的役割、責任および活動は、国際協力の促進役およびあらゆる国連薬物統制活動の調整役としてのその役割とともに述べられている。HIV/AIDSの蔓延、薬物密売およびこれに関連する暴力増加等の動向が政策の策定および実施に及ぼす影響も説明されている。

危害の緩和および非犯罪化等、禁止と合法化の間にある幅広いオプションを一般の人々に提示するため、ここには規制/合法化に関する議論を扱う項目が含まれている。開発途上国に対する合法化の影響を取り扱ったのは、本報告がはじめてである。

最後に、「国際薬物統制—歴史的側面と今後の課題」と題するデビッド・ムスト博士の論文が掲載されている。

第6部 — 戦略およびプログラム

最後に、世界薬物報告は、予防教育、啓発、治療、薬物中毒者のリハビリ等、薬物関連の問題への各国による対処を援助する、現行の国家的・国際的プログラムを概観する。報告はまた、代替的開発、作物置換、マネーロンダリング対策を目的とした金融戦略等、供給サイドのプログラムにも焦点を当てている。

第7部 — 国別プロフィール

報告の最後にある「国別プロフィール」は、オーストラリア、コロンビア、イタリア、パキスタン、スウェーデン、タイ、英国および米国の主要8ヶ国の状況を詳しく解説している。入手した情報は、各国の薬物に関する現状、問題および政策の把握に資するよう統合されている。

(アルラッキ事務次長)

国連薬物特別総会

ニューヨーク、1998年6月8-10日

ピノ・アルラッキ国連事務次長

イタリア人のピノ・アルラッキ氏 (Mr. Pino Arlacchi) は、1997年9月1日、ウィーンの国連事務所長兼国連薬物統制・犯罪防止室 (ODCCP) 長に任命された。国連事務次長として、同氏は、事務総長に対し直接に責任を負う。

アルラッキ氏は、1995年から1996年にかけてイタリア上院議員を、1994年から1995年にかけて同国下院議員をそれぞれ務めている。この期間、同氏は、イタリア国会の組織犯罪委員会副議長に選出された。1994年、アルラッキ氏は、イタリアのサッサーリ大学の社会学教授にもなっている。

1990年代前半、アルラッキ氏は、イタリア内相上級アドバイザーとして、組織犯罪対策の任務を負う法律執行機関「マフィア対策調査局」(DIA) を設立した。1989年、アルラッキ氏は、国際組織犯罪研究協会の会長となったが、それ以前の1984年から1986年にかけて、同氏は、イタリア国会のマフィア対策委員会のアドバイザーを務めている。

1992年、アルラッキ氏は、マフィア対策への貢献を認められ、「ジョバンニ・ファルコーネ基金」の名誉会長に任命された。同基金は、1992年にマフィアによって暗殺された、アルラッキ氏の親友でもあるイタリア人検事に因んで命名されたものである。

1988年から1994年にかけて、同氏は、イタリアのフィレンツェ大学応用社会学助教授を務めたほか、1987年には、ニューヨークのコロンビア大学客員教授として教鞭を執っている。また、1982年から1985年まで、同氏は、カラブリア大学の助教授も務めている。

国連システム内で、アルラッキ氏は、薬物の乱用と統制に関係する国連機関のアドバイザーを長年務めている。同氏は、研究作業に貢献する傍ら、国連およびその他の国際機関が開催した薬物統制・犯罪防止関連の数多くの会議に参加している。

著名なマフィア専門家であるアルラッキ氏は、マフィアおよび国際組織犯罪に関する書籍および刊行物をいくつか著しており、その著書は多くの言語に翻訳されている。同氏は、マフィアの一層の把握に対する顕著な貢献を認められ、国内・国外で数多くの賞および勲章を受けている。

アルラッキ氏は、1951年2月21日、イタリアのジョイア・タウロ生まれ。現在、ウィーンに住む。既婚で子ども2人。

国連薬物統制計画 (UNDCP)

資料と統計

国際薬物統制について

薬物統制システムを律するのは、国連の傘下で採択された一連の条約であるが、これによれば、各国政府は、薬物および向精神剤の生産および流通に対する統制権を行使し、薬物の乱用および不正取引と闘い、必要な行政機構を維持するとともに、その行動について国際機関に報告する義務を負っている。

現行条約としては、国際麻薬統制委員会 (INCB) を設立した「麻薬に関する単一条約」(1961年)、「単一条約を修正する議定書」(1972年)、「向精神剤に関する条約」(1971年) および「麻薬および向精神剤の不法取引の防止に関する国連条約」(1988年) があげられる。

国連は、薬物の需給を統制する革新的な方策を見つけるための各国の努力を支援している。経済社会理事会の補助機関である国連麻薬委員会 (CND) は、あらゆる国際薬物統制問題に関して、主たる政策決定機関となっている。INCBは、薬物の入手可能性を医療・科学目的に限定し、その不法用途への転用を防止し、不正取引と闘う努力を行っている。国連の薬物統制活動はすべて、国連薬物統制計画 (UNDCP) によって調整されている。

国連薬物統制計画 (UNDCP)

1990年に設立されたUNDCPは、1991年に活動を開始した。UNDCPは、国際薬物統制の主導権を握り、薬物の生産、消費および密輸動向を監視し、薬物統制関連条約の実施を促進する。同機関はまた、国際薬物統制に関するノウハウと情報の世界的センターとなっている。

UNDCPの特徴は以下のとおり。

- * 薬物統制問題について、国連の中心的組織要素を構成し、国連のあらゆる不法薬物対策を調整・指揮する排他的責任を有する。
- * 国際条約および決議によって、国際薬物統制関連の国連機関が事務総長に委託した責任を遂行する上で、事務総長の代行を務める。
- * 実施を監視し、これらの役割が完全に遂行されるようにする。
- * 計画の最高機関 (CND) およびINCBに対し、事務局および実質的支援サービスを提供する。
- * 国際薬物統制条約の実施に関し、加盟国に助言を提供し、条約に加入する国を支援する。

- * 薬物および向精神剤の不法生産、製造、密輸および乱用を削減するための薬物関連技術協力プログラム、ならびに、乱用される薬物および物質の不法な供給統制のための措置の実効性を向上させるプログラムを、地球全体で設計・実施する。
- * 地域・国際レベルで、薬物統制に関する技術協力戦略を調整する。
- * 地域経済委員会およびその他の国連機関を含む事務局、ならびに、加盟国のために、薬物統制に関する技術的ノウハウの寄託先となるとともに、この関連において、これらに対し、国内・国際薬物統制問題に関する助言を行う。
- * 薬物統制についての最新の研究結果に関する情報を入手・交換するために、国連外の研究機関、学会および大学と継続的な接触を保つとともに、共同研究プロジェクトを発足させたり、これに参加したりする。
- * 国連システム外で薬物統制関連活動を行う地域機関および地域間機関との調整および協力を推進する。
- * 国連薬物統制計画基金の財務管理を行う。

UNDCPの事務所

UNDCPの事務局はウィーンに所在する。UNDCP事務局長は、国連事務総長によって任命されたピノ・アルラッキ国連事務次長が務める。

1998年1月1日から、UNDCPは二つの課に分けられている。条約問題・プログラム計画・支援課は、条約・法務班、INCB事務局およびプログラム支援班から成っている。活動・分析課は、活動班、需給削減班および研究・科学班からなる。渉外ユニットおよび資金調達ユニットは、事務局長に直接報告を行う。

現地事務所

現在、UNDCPは、以下の現地事務所を保有している。

地域事務所	各国事務所	連絡事務所	プロジェクト事務所
バルバドス インド エジプト ケニア ラトビア メキシコ パキスタン セネガル ウズベキスタン タイ 南アフリカ (1998年開所予定) ロシア連邦 (交渉中)	ボリビア ブラジル コロンビア ラオス人民民主共和国 ミャンマー ペルー ナイジェリア	ニューヨーク ベトナム ベルギー (1998年開所予定)	コートジボワール

職員

UNDCPの職員数の配分は、以下のとおり。

本部：138名

現地事務所：134名

計：272名

資金

UNDCPは、国連の通常予算と、主として各国政府拠出金による自発的資金予算という、二つの資金源を持っている。自発的資金は、利用可能な資金のおよそ90%を占めている。

1998-1999年度通常予算	1,637万2,000米ドル
-----------------	----------------

1998-1999年度自発的資金提案	1億4,857万3,200米ドル
--------------------	------------------

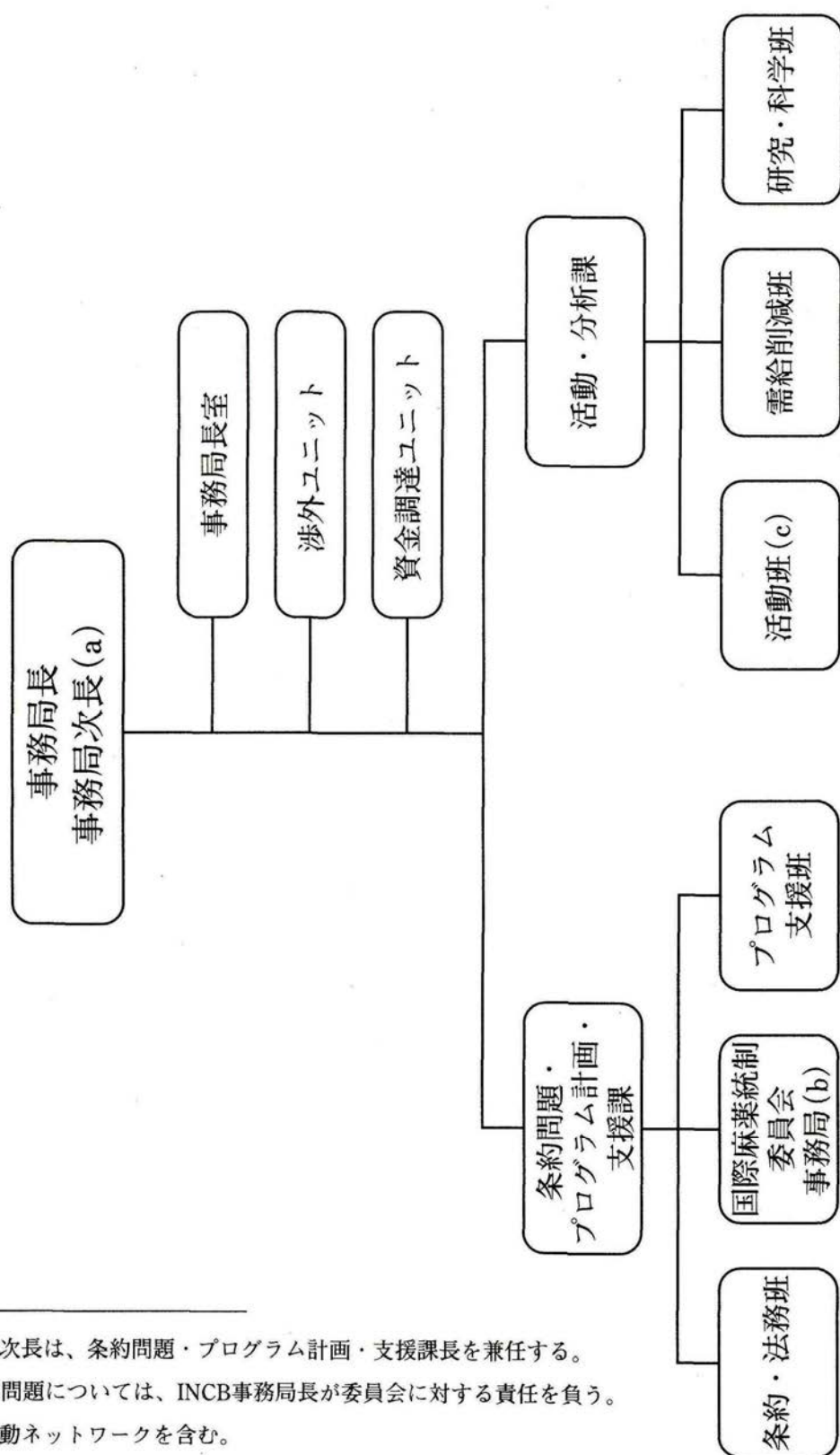
行動するUNDCP—地域別現行プログラムおよびプロジェクト

UNDCPは、不法薬物および向精神剤の生産、製造、密輸および乱用の削減をねらいとした国家的、地域的および世界的技術協力プログラムを設計・実施する政府および非政府機関(NGO)を支援している。

1998-1999年度中のUNDCP基金資金需要の概要
(単位：千米ドル)

プログラム		サハラ以南 アフリカ	北アフリカ ・中東	中・東欧	西・中央 アジア	南アジア	東アジア・ 太平洋	ラテンアメ リカ・カリブ	国家間	計
部 門	薬物乱用防止 ・削減	1,866.4	872.6	2,141.4	900.0	1,991.3	3,500.1	6,719.7	3,954.4	21,945.9
	不法作物根絶		783.5		13,200.1		6,000.0	8,959.9	431.8	29,375.3
	不正薬物取引 取締り	2,922.1	1,609.8	6,119.7	6,621.5	1,961.5	6,000.0	11,199.7	3,628.9	40,063.4
	部門横断的	4,711.4		799.5	3,500.3		1,500.9	1,120.4	7,484.9	19,117.4
	計	9,499.9	3,265.9	9,060.6	24,221.9	3,952.8	17,001.2	27,999.7	15,500.0	110,502.0
								支援コスト		38,071.2
								計		148,573.2

国連薬物統制計画 (UNDCP) 組織図



注. (a) 事務局次長は、条約問題・プログラム計画・支援課長を兼任する。

(b) 実質的問題については、INCB事務局長が委員会に対する責任を負う。

(c) 国別活動ネットワークを含む。

国連薬物統制計画（UNDCP）照会先リスト

地 域 事 務 所	住所／電話／ファックス／電子メール
国連薬物統制計画（UNDCP）本部、ウィーン 照会先： Mr. Sandro Tucci Spokesman, ODCCP External Relations Unit	UNDCP Vienna International Center P.O. Box 500 A-1400 Vienna, Austria Tel: (+43 1) 21345-5629/4116 Fax: (+43 1) 21345-5866 Telex: 135612 unations vienna E-mail: undcp_hq@undcp.un.or.at Tel: (43 1) 21345-5629/4116 Fax: (43 1) 21345-5931 Tel: (43 1) 21345-5575/4116 Fax: (43 1) 21345-5931
米国ニューヨーク連絡事務所 Mr. Vincent McClean, Representative	郵便宛先および住所： United Nations Headquarters Room DC1-613 1 United Nations Plaza New York, NY 10017, USA Tel: (212) 963-5634 & 963-2104 Fax: (212) 963-4185 E-mail: mcclean@un.org

UNDCP現地事務所

地域事務所	住所／電話／ファックス／電子メール
カリブ地域事務所 (全カリブ島嶼国および英国・オランダ領、 ならびに、ガイアナ、スリナムおよびベリ ーズ担当) Mr. Sandro Calvani, UNDCP Representative	郵便宛先：P.O. Box 625 C Bridgetown, Barbados 住 所："The Heritage," #35 Pine Road, Belleville, St. Michael, Bridgetown, Barbados Tel: (246) 437-8732 Fax: (246) 437-8499 E-mail: undcpbarbados@undcp.un.or.at
南アジア地域事務所 (インド、バングラデシュ、ブータン、モル ジブ、ネパールおよびスリランカ担当) Mr. Abdul Latif, UNDCP Representative	郵便宛先：P.O. Box 3059 New Delhi 110003, India 住 所：India International Centre 40 Max Mueller Marg, Second Floor New Delhi 110003, India Tel: (91-11) 462-6156; 462-5782 & 463-3658 Fax: (91-11) 462-0127 & 462-7612 (UNDP) E-mail: undcp@undcp.ernet.in
北アフリカ・中東地域事務所 (エジプト、アルジェリア、バーレーン、イラク、イ スラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビ ア、モロッコ、オマーン、パレスチナ当局、カタ ール、サウジアラビア、スーダン、シリア、チュニ ジア、アラブ首長国連邦およびイエメン担当) Mr. Mehdi M. Ali, UNDCP Representative	郵便宛先および住所 ：7 Golf Street Postal Code No.11431 Maadi, Cairo, Egypt Tel: (20-2) 351-1521, 351-1645, 351-8055 Fax: (20-2) 351-1656 E-mail: mali@link.com.eg
ケニア地域事務所 (ケニア、ボツワナ、コモロ、ジブチ、エリトリア、 エチオピア、レソト、マダガスカル、マラウイ、モ ーリシャス、モザンビーク、ナミビア、セイシェル、 ソマリア、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、 ウガンダ、ザンビアおよびジンバブエ担当) Mr. Koli Luc Kouame, UNDCP Representative	郵便宛先：P.O. Box 30218 Nairobi, Kenya 住 所：United Nations Office of Nairobi Gigiri Complex, Block-T, 1st Floor Nairobi, Kenya Tel: (254-2) 62-3775; 62-3739 & 62-3678 Fax: (254-2) 62-3667; 62-3709 E-mail: undcpkenya@undcp.un.or.at
バルト三国地域事務所 (ラトビア、エストニアおよびリトアニア担当) Ms. Signe Rotberga National Programme Officer	郵便宛先および住所 ：Skolas Street 24, 6th Floor, LV-1167 Riga, Latvia Tel: (371) 724-2670; 724-2669 & 724-2671 Fax: (371) 724-2659 E-mail: signe@undp.riga.lv

地域事務所	住所／電話／ファックス／電子メール
メキシコ・中米地域事務所 (メキシコ、コスタリカ、エルサルバドル、 グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアお よびパナマ担当) Mr. Andres Finguerut, UNDCP Representative	郵便宛先：Apartado Postal 105-39 11581, Mexico, D.F., Mexico 住 所：Av. Presidente Masaryk No.29, 9th Floor, Col. Chapultepec Morales, Delegacion Miguel Hidalgo 11570 Mexico DF, Mexico Tel: (52-5) 255-3476 & 531-4770 Fax: (52-5) 545-2970 E-mail: undcpmexico@undcp.un.or.at
南西アジア地域事務所 (パキスタン、アフガニスタンおよびイラン 担当) Mr. Bernard Frahi, UNDCP Representative	郵便宛先：P.O. Box 1051 Islamabad, Pakistan 住 所：11 Floor, Saudi Pak Tower Blue Area, Islamabad, Pakistan Tel: (92-51) 279-087; 279-088 & 279-089 Fax: (92-51) 279-085 E-mail: undcppakistan@undcp.un.or.at
中部・西アフリカ地域事務所 (セネガル、アンゴラ、ベニン、ブルキナフ ァソ、ブルンジ、カメルーン、カボベルデ、 中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ、コー トジボワール、赤道ギニア、ガボン、ガンビ ア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリ ア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイ ジェリア、ルワンダ、サントメプリンシペ、 シエラレオネ、トーゴおよびザイール担当) Ms. Christiane D' Almeida, UNDCP Representative	郵便宛先：P.O. Box 455 Dakar, Senegal 住 所：6ème étage Rue Mass Diokhané, Angle Carnot, Dakar, Senegal Tel: (221) 822-1384 Fax: (221) 822-1386 E-mail: pnucid@sonatel.senet.net
アビジャン・プロジェクト事務所 (コートジボワール) Mr. Kamoyo G. Mwale Chief Technical Adviser	郵便宛先：c/o UNDCP P.O. Box 1747 Abidjan 01, Côte d'Ivoire 住 所：9ème étage Imm. Longchamp Safariv / Angle, avenue Marchand, Abidjan-Plateau, Côte d'Ivoire Tel: (225) 212-248 ; 227-728 Fax: (225) 227-729 E-mail: PNUCID@africa.online.co.ci

地 域 事 務 所	住 所／電話／ファックス／電子メール
中央アジア地域事務所 (ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタンおよびトルクメニスタン担当) Mr. Bogdan Lisovich, UNDCP Representative	郵便宛先および住所 ： United Nations Office 4 Tarasa Shevchenko Street, Tashkent 700029, Uzbekistan Tel: (7-3712) 406-290 Fax: (7-3712) 406-290 E-mail: renate@fouzb.undp.org
東南アジア・太平洋地域事務所 (タイ、ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールおよびベトナム、ならびに、ラオスおよびミャンマーのサブ地域プログラム、南太平洋諸国支援担当) Mr. Christian Karl Kornevall, UNDCP Representative	郵便宛先： G.P.O. Box 618 Bangkok 10501, Thailand 住 所： United Nations Building 14 Floor, Rajdamnern Avenue Bangkok 10200, Thailand Tel: (66-2) 288-2091 & 288-1904 Fax: (66-2) 281-2129 & 280-0556 (UNDP) E-mail: rcdcp@ksc15.th.com
南部アフリカ地域事務所 (南部アフリカ担当)	1998年開所予定
ロシア連邦地域事務所 (交渉中)	

各国事務所	住所／電話／ファックス／電子メール
ボリビア Mr. Rene Bastiaans, UNDCP Representative	郵便宛先：Casilla 9072 La Paz, Bolivia 住 所：Pasaje Jáuregui No.2248, 3er. piso (Detrás del cine 6 de Agosto) La Paz, Bolivia Tel: (591-2) 376-923; 391-318 & 392-309 Fax: (591) 811-2746 E-mail: pnufid@ceibo.entelnet.bo
ブラジル Mr. Jose Manuel Martinez Morales, UNDCP Representative	郵便宛先：Caixa Postal 07-0285 70.000-000 Brasilia, D.F, Brazil 住 所：Esplanada dos Ministerios Ministerio da Justiça, Anexo 1,2n Andar 70.064-900 Brasilia, DF, Brazil Tel: (55-61) 224-1423 (直通) & 321-5758 Fax: (55-61) 224-6710 E-mail: undcpbrazil@undcp.un.or.at
コロンビア Mr. Klaus Nyholm, UNDCP Representative	郵便宛先：Apartado Aereo 091369 Bogota, Colombia 住 所：Transv. 15, No.119-89 Bogota, Colombia Tel: (57-1) 214-2412 (直通) & 214-2200 (UNDP) Fax: (57-1) 612-0377, 215-3752 & 214-0110 (UNDP) E-mail: undcp@trauco.colomsat.net.co
ラオス人民民主共和国 Mr. Halvor Kolshus, UNDCP Representative	郵便宛先：P.O. Box 345 Vientiane, Lao People's Democratic Republic 住 所：Route Phone Kheng Vientiane, Lao People's Democratic Republic Tel: (856-21) 413-204 & 416-427 Fax: (856-21) 413-203 E-mail: undcplao@undcp.un.or.at
ミャンマー Mr. Richard Dickins, UNDCP Representative	郵便宛先：P.O. Box 650 Yangon, Myanmar 住 所：40, Thanlwin Road, Bahan Yangon, Myanmar Tel: (95-1) 512-647 & 512-648 Fax: (95-1) 512-646 E-mail: undcpmyanmar@undcp.un.or.at

各国事務所	住所／電話／ファックス／電子メール
ペルー Mr. Patrice Vandenberghe, UNDCP Representative	郵便宛先：Apartado 27-0047, Lima 27, Peru 住所：Pablo Carriquiry No.760, San Isidro, Lima 27, Peru Tel: (51-1) 221-7440 Fax: (51-1) 442-4948, 442-6767 (直通) E-mail: undcpperu@undcp.un.or.at pvandenb@pnudpe.org.pe
ナイジェリア Mr. Shariq Bin Raza, UNDCP Representative	郵便宛先：P.O. Box 2075 Lagos, Nigeria 住所：11 Oyinkan Abayomi Drive Ikoyi Lagos, Nigeria Tel: (234-1) 682-069; 682-571 & 269-1722 (UNDP) Fax: (234-1) 269-1746 E-mail: nir01almnnir01.undp-nir@nylan.undp.org
ベトナム、ハノイ連絡事務所 Mr. Jens Ulrich Hannibal, Senior Programme Coordinator	郵便宛先および住所 ：25-29 Phan Boi Chau, Hanoi, Viet Nam Tel: (84-4) 825-7495; 825-4254; 825-6419; 825-7318 Fax: (84-4) 822-0854 (直通), 825-9267 (UNDP) E-mail: undcp@undp.org.vn
ベルギー・ブリュッセル連絡事務所	1998年開所予定

本小冊子の作成にあたっては、(財)麻薬・覚せい剤
乱用防止センターのご協力を頂きました。

1998年6月

国際連合広報センター

東京都渋谷区神宮前5丁目53-70

国連大学ビル8階

〒150-0001 電話(03)5467-4451~2

UN home page <http://www.un.org>

